(公印省略)

分 医 発 第 2440 号 令 和 7 年 10 月 9 日

各郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 帆 秋 伸 彦

「日本医師会医療事故調査費用保険」について(保険適用対象の拡充)

医療事故調査制度において、医療機関が院内医療事故調査で支出した費用を担保する ための標記保険について、今般、保険適用対象が拡充した旨、日本医師会より通知が まいりました。

今回の変更により、同一法人が複数の医療機関を有している場合、管理者または理事長が 日医 A1 会員であれば、医療法人傘下の 199 床以下の病院ならびに診療所は保険の対象と なります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会会員へ周知方お願い申し上げます。

記

◆令和7年10月変更

※事故日(患者死亡日)が令和7年10月1日以降の場合に適用

<法人立の場合>

(変更前)

日医 A1 会員が<u>「管理者」</u>である 199 床以下の病院または診療所における医療事故 調査費用が対象

(変更後)

日医 A1 会員が<u>「管理者または理事長」</u>である 199 床以下の病院または診療所における医療事故調査費用が対象

日医発 1088 (法安) 令和 7年 10 月 1 日

都道府県医師会 医療事故調査制度担当理事 殿

日本医師会常任理事 藤原 慶正

「日本医師会医療事故調査費用保険」について(保険適用対象の拡充)

2015年10月の医療事故調査制度の施行に伴い、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するために標記保険を創設しております(2015(平成27)年7月10日付文書(法安47)をご参照ください)。

今般、この保険に関して、日医 A1 会員が理事長である法人が開設する医療機関について、その管理者が A1 会員でない場合に従来保険が運用されなかったという不都合を解消するため、別添資料のとおり運用を改め整理いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、今回の保険適用対象変更につきましては、事故日(患者死亡日)が令和7年10月1日以降の場合に適用されます。

併せて、本保険の概要と関連資料(対応フローと事故連絡書を含む)もお送りいたします。貴会におかれましても本保険の趣旨についてご理解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

日本医師会 医療事故調査費用保険 保険適用対象について(令和7年10月変更) **《事故日(患者死亡日)が令和7年10月1日以降の場合に適用されます》** 

<法人立の場合>

#### (変更前)

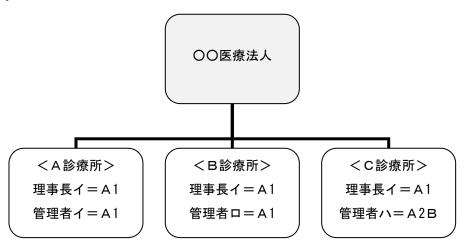
日医A1会員が<u>「管理者」</u>である 199 床以下の病院または診療所における医療事故調査費用が対象となります。

#### (変更後)

日医A 1 会員が<u>「管理者または理事長」</u>である 199 床以下の病院または診療所における医療 事故調査費用が対象となります。

※法人立の場合、開設者は個人ではなく医療法人等の法人となります。日医A1会員となっているのはあくまでも先生方おひとりずつであり、この保険は「会員(人)」ごとに補償を用意する考え方をベースとしているため、法人が開設者として負担する医療事故調査費用については、A1会員(管理者または理事長)の保険を適用することとしています。

従って、今回の変更により、同一法人が複数の医療機関を有している場合、管理者または理事長が日医A1会員であれば、医療法人傘下の199 床以下の病院ならびに診療所は保険の対象となります。



(法人立)	開設者	理事長	管理者	保険適用	保険適用	
				(~令和7	(令和7年	
				年9月末)	10 月以降)	
A診療所	医療法人	イ医師 (A1)	イ医師(A1)	0	0	
B診療所	同上	イ医師 (A1)	口医師(A1)	0	0	
C診療所	同上	イ医師 (A1)	ハ医師(A2B会員)	×	0	

#### ※一人医師医療法人の取り扱い(従来と変更なし)

**日医会員情報の開設主体が「一人医師医療法人」**となっている場合は、個人立として扱い、 保険を適用します(開設者=理事長であるA1会員個人とみなして、保険の対象とします)。

(法人立)	開設者	理事長	管理者	保険
診療所	一人医師医療法人	イ医師(A1)	ハ医師(A2B会員)	0

#### <個人立の場合>(従来と変更なし)

## 日医A1 会員が<u>「開設者」もしくは「管理者」</u>である 199 床以下の病院または診療所における 医療事故調査費用が対象となります。

(個人立)	開設者	理事長	管理者	保険
A診療所	イ医師(A1)	_	イ医師(A1)	0
B診療所	イ医師(A1)	_	口医師(A1)	00
C診療所	イ医師(A1)	_	ハ医師(A2B会員)	0

※この保険は「A1会員(人)」ごとに保険期間中500万円までの補償となっています。

従ってB診療所の場合「イ医師(A1)」「ロ医師(A1)」の2会員分の保険が適用出来るため、 支払限度額は500万円×2=1,000万円となります。

一方、開設者であるイ医師においては、A~C診療所の全てが対象となりますが、補償限度額は 500 万円(各医療機関に 500 万円ではなく、イ医師総額で 500 万円)となります。

# 1. 日本医師会医療事故調査費用保険の概要

## (1)被保険者:

日本医師会A1会員のうち、診療所及び病院(199床以下)の開設者(法人の理事長も含む※)及び管理者。

## (2)保険金を支払う場合:

被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。

## (3)対象となる調査費用:

対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。

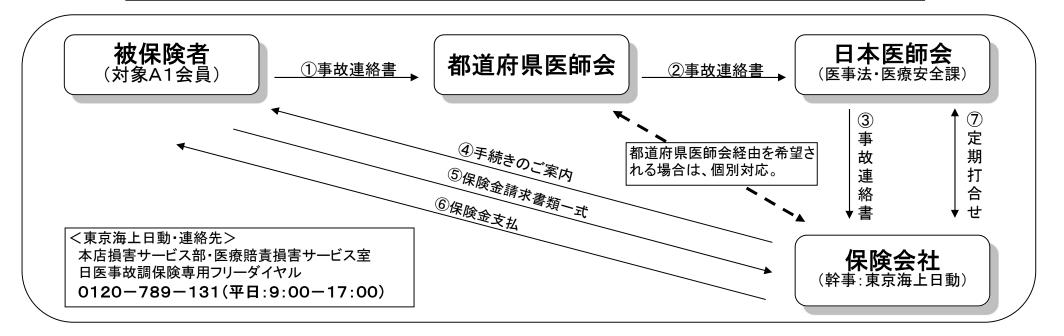
- ①死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を実施した費用。
- ②被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
- ③院内事故調査委員会の立ち上げ等に要する費用(15万円を定額払)
- ④その他①または②に準ずる費用(但し、支援団体への委託費用については20万円を限度とする)。

## (4) 支払限度額:

1事故/保険期間中 500万円

※ 今回の保険適用対象の拡充にあたっての変更点

## 日本医師会・医療事故調査費用保険 事故対応フロー



### **<ポイント>**

#### ①都道府県医師会の事務ロードを軽減します。

- ・事故連絡以外の各種手続き(書類案内・保険金請求書の送付等)は、原則として、東京海上日動が全て直接会員の皆様とやり取りを行います。
- ・東京海上日動の日医専門部署内に事故調専用 フリーダイヤルを設置し、全国の会員の皆様から の照会に対応します。

#### ②全国集中対応いたします。

東京海上日動の日医専門部署が全国の事案を 集中対応いたします。問題点があれば、日本医 師会との定期打合せ(フロー図⑦)により、迅速に 運用の改善を図ってまいります。

#### **<事務フローの詳細>** (番号は上記フロー図内の番号と対応しています。)

- ①「予期せぬ死亡事故」が発生した場合、会員の皆様は「日本医師会・医療事故調査費用保険事故連絡書 (以下「事故連絡書」)」を作成して、都道府県医師会に送付します(必要に応じ、支援センターへの報告書 を添付してください)。
- ②都道府県医師会は内容確認のうえ、「事故連絡書」を日本医師会に送付します。
- ③日本医師会は、「事故連絡書」を東京海上日動あて送付します。
- ④東京海上日動より、会員の皆様あて「保険金請求書」および「手続きのご案内」「ご請求書類チェックシート」を郵送いたします。
- ⑤院内調査を完了し、事故調査結果報告書を支援センターに提出されましたら、「保険金請求書」「ご請求書類チェックシート」「事故調査結果報告書(写、一部)」「支出の分かる資料(領収書等)」を、東京海上日動あて送付ください。ご不明な点等がございましたら、フリーダイヤルまでご照会ください。
- ※原則として、会員の皆様にて費用をお支払いいただいた後、保険金をご請求ください。

<個人情報の利用目的>

く個人情報の利用目的/ お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等 の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(※)内 での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うた めに利用させていただきます。

(※) 詳しくは、弊社ホームページ (http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/) をご参照ください。

連絡日:20 年 月 日

# 日本医師会・医療事故調査費用保険 事故連絡書

会員情報												
所属都道府県 医師会名						都	道 医師会 県	医籍 登録番号				
会員名	(フリガ	ナ)					医療機関に会員の地位			没者または 理事長	t •	管理者
医療施設名							(病床数) 床	開設者区分		人・個人の他(		)
医療施設 住所・電話	Tel.							医療機関 種別		院・診療の他(	新	)
事故内容												
事故日	(予期せ)	ぬ死亡、	死産 年	発生日) 月	日	時	分頃	支援センタ				
事故状況	/\tu=1 \		17.	产业		<b>1</b> /4/5 B D						
患者情報	(性別) 男	・女	(3	年齢)	歳	(生年月日		年	月		日	
保険会社から連絡さ せて頂く際の窓口	所属・原								Tel:			
保険金請求書 送付先	住所	<sup>=</sup>	<u> </u>	-  -  -	<u> </u>	]					(1	上記医療施設住所に同じ
	宛名											
都道府県医 処理欄	都道府り	県医No								( =	チェック)	(チェック)
日医処理欄	日医No.	,						(会員資格研	在認)		チェック)	(チェック)
保険会社 処理欄	保険会社	社No.								( =	チェック)	(チェック)